

# 公立大学法人高崎経済大学個人情報保護に関する規程

令和4年度  
規程第44号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条－第10条）
- 第3章 個人データの取扱い（第11条－第27条）
- 第4章 学術研究機関等としての責務（第28条）
- 第5章 個人情報ファイル（第29条）
- 第6章 開示、訂正及び利用停止（第30条）
- 第7章 雑則（第31条－第33条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規程は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び高崎市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年高崎市条例第39号。以下「市条例」という。）の規定に基づき、公立大学法人高崎経済大学（以下「本学」という。）における個人情報保護に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この規程において、「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「本人」、「仮名加工情報」、「個人関連情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「個人情報取扱事業者」、「個人データ」、「仮名加工情報取扱事業者」、「仮名加工情報データベース等」、「個人関連情報取扱事業者」、「個人関連情報データベース等」及び「学術研究機関等」とは、それぞれ法第2条第1項に規定する「個人情報」、法第2条第2項に規定する「個人識別符号」、法第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」、法第2条第4項に規定する「本人」、法第2条第5項に規定する「仮名加工情報」、法第2条第7項に規定する「個人関連情報」、法第60条第1項に規定する「保有個人情報」、法第60条第2項に規定する「個人情報ファイ

ル、法第16条第1項に規定する「個人情報データベース等」、法第16条第2項に規定する「個人情報取扱事業者」、法第16条第3項に規定する「個人データ」、法第16条第5項に規定する「仮名加工情報取扱事業者」、同項に規定する「仮名加工情報データベース等」、法第16条第7項に規定する「個人関連情報取扱事業者」、同項に規定する「個人関連情報データベース等」、法第16条第8項に規定する「学術研究機関等」をいう。

## 第2章 管理体制

(個人情報総括保護管理者)

第3条 本学に、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、理事長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、本学における個人データの管理に関する事務を総括する任に当たる。

(個人情報保護管理者)

第4条 個人データを取り扱う本学の各グループ（公立大学法人高崎経済大学事務分掌規程（平成23年度規程第18号）第9条第3項に規定するグループをいう。以下同じ。）に個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、当該各グループのグループリーダーをもって充てる。

2 保護管理者は、各グループにおける個人データの適切な管理を確保する任に当たる。

3 保護管理者は、情報システムで個人データを取り扱う場合、当該情報システムの管理者と連携して、前項の任に当たるものとする。

(個人情報保護担当者)

第5条 個人データを取り扱うグループに、当該グループの保護管理者が指定する個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該グループにおける個人データの管理に関する事務を担当する。

(個人情報保護委員会)

第6条 本学は、個人情報保護に関する次に掲げる事項を審議するため、公立大学法人高崎経済大学個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 個人情報保護に係る規程等の制定及び改廃に関する事項

(2) 個人情報保護の実施体制に関する事項

- (3) 個人情報の不開示の判断基準に関する事項
- (4) 文書の不開示に関する事項
- (5) 個人データの管理の状況についての監査に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本学の個人情報の保護に関する事項  
(委員等)

第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育担当副学長
- (2) 学部長
- (3) 研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 広報室長
- (6) 図書館長
- (7) 情報基盤センター長
- (8) 事務局長
- (9) 研究グループリーダー

2 委員会に委員長を置き、前項第1号に掲げる委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めた場合には、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、研究グループ情報システムチームにおいて処理する。

(委員会に関するその他の事項)

第10条 第6条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って定める。

### 第3章 個人データの取扱い

#### (利用目的の特定)

第11条 本学は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するものとする。

2 本学は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わないものとする。

#### (利用目的による制限)

第12条 本学は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

#### (不適正な利用の禁止)

第13条 本学は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないものとする。

#### (適正な取得)

第14条 本学は、偽りその他不正の手段により、個人情報を取得しないものとする。

2 本学は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

(7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他施行規則第6条で定める者により公開されている場合

(8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして施行令第9条各号で定める場合

（取得に際しての利用目的の通知等）

第15条 本学は、個人情報を取得した場合は、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本学は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 本学は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本学の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合  
(データ内容の正確性の確保等)

第16条 本学は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第17条 本学は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 個人データの安全管理のために必要な事項は、理事長が別に定める。

(職員等の監督等)

第18条 本学は、役員及び職員（以下「職員等」という。）に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 職員等又は職員等であった者は、法の趣旨に則り、関連する法令、市条例及び規則等の規定並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人データを取り扱うとともに、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委託先の監督等)

第19条 本学は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 前項の規定による監督について必要な事項は、理事長が別に定める。

3 前条第2項の規定は、本学から個人データの取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事し、又は従事していた者について準用する。

(漏えい等の報告等)

第20条 本学は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして施行規則第7条で定めるものが生じた場合は、施行規則第8条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するものとする。ただし、本学が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、施行規則第9条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合（同項ただし書の規定による通知をした場合を除く。）には、本学は、本人に対し、施行規則第10条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(第三者提供の制限)

第21条 本学は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供しないものとする。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

(6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（本学と当該第三者が共同して学

術研究を行う場合に限る。)

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

2 本学は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、施行規則第11条に定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第14条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

(1) 本学の名称、所在地及び理事長の氏名

(2) 第三者への提供を利用目的とすること。

(3) 第三者に提供される個人データの項目

(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法

(5) 第三者への提供の方法

(6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(7) 本人の求めを受け付ける方法

(8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして施行規則第11条第4項で定める事項

3 本学は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき、又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、施行規則第11条に定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出るものとする。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前3項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 本学が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部



又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

5 本学は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(外国にある第三者への提供の制限)

第22条 本学は、外国(施行規則第15条第1項に規定するものを除く。以下同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(以下「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして施行規則第16条に規定する基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得るものとする。この場合において、同条の規定は、適用しない。

2 本学は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、施行規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供するものとする。

3 本学は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、施行規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供するものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第23条 本学は、個人データを第三者（法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。）に提供したときは、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法により、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の施行規則第20条で定める事項に関する記録を作成するものとする。ただし、当該個人データの提供が第21条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあっては、第21条第1項各号のいずれか）に該当する場合は、この限りでない。

2 本学は、前項の記録を、当該記録を作成した日から施行規則第21条で定める期間保存するものとする。

（第三者提供を受ける際の確認等）

第24条 本学は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、施行規則第22条で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行うものとする。ただし、当該個人データの提供が第21条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（1）当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2）当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 本学は、第1項の規定による確認を行ったときは、施行規則第23条で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の施行規則第24条で定める事項に関する記録を作成するものとする。

3 本学は、前項の記録を、当該記録を作成した日から施行規則第25条で定める期間保存するものとする。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第25条 本学は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下この条において同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第21条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ施行規則第26条で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供しないものとする。

（1）当該第三者が本学から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。

（2）外国にある第三者への提供にあっては、前号の本人の同意を得ようとする場

合において、施行規則第17条で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

2 本学は、個人関連情報を外国にある第三者に提供した場合には、施行規則第18条で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 本学は、第1項の規定による確認を行ったときは、施行規則第27条で定めるところにより、当該個人関連情報の提供した年月日、当該確認に係る事項その他の施行規則第28条で定める事項に関する記録を作成するものとする。

4 本学は、前項の記録を、当該記録を作成した日から施行規則第29条で定める期間保存するものとする。

(仮名加工情報の作成等)

第26条 本学は、仮名加工情報(仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下この章において同じ。)を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして施行規則第31条で定める基準に従い、個人情報を加工するものとする。

2 本学は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下この条及び次条第3項において読み替えて準用する第7項において同じ。)を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして施行規則第32条で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じるものとする。

3 本学は、第12条の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、第11条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報(個人情報であるものに限る。以下この条において同じ。)を取り扱わないものとする。

4 仮名加工情報についての第15条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

- 5 本学は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなつたときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めるものとする。この場合において、第16条の規定は、適用しない。
- 6 本学は、第21条第1項及び第2項並びに第22条第1項の規定にかかわらず、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供しないものとする。この場合において、第21条第4項中「前3項」とあるのは「第26条第6項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と、第23条第1項ただし書中「第21条第1項各号又は第4項各号のいずれか（前条第1項の規定による個人データの提供にあつては、第21条第1項各号のいずれか）」とあり、及び第24条第1項ただし書中「第21条第1項各号又は第4項各号のいずれか」とあるのは「法令に基づく場合又は第21条第4項各号のいずれか」とする。
- 7 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 8 本学は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則第33条で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないものとする。
- 9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データについては、第11条第2項及び第20条の規定は、適用しない。

（仮名加工情報の第三者提供の制限等）

第27条 本学は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。次項及び第3項において同じ。）を第三者に提供してはならない。

- 2 第21条第4項及び第5項の規定は、仮名加工情報の提供を受ける者について準用する。この場合において、同条第4項中「前3項」とあるのは「第27条

第1項」と、同項第3号中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて」とあるのは「公表して」と、同条第5項中「、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」とあるのは「公表する」と読み替えるものとする。

3 第17条第1項、第18条、第19条第1項、前条第7項及び第8項並びに第31条の規定は、本学による仮名加工情報の取扱いについて準用する。この場合において、第19条第1項中「漏えい、滅失又は毀損」とあるのは「漏えい」と、前条第7項中「ために、」とあるのは「ために、削除情報等を取得し、又は」と読み替えるものとする。

#### 第4章 学術研究機関等としての責務

##### (学術研究機関等の責務)

第28条 本学は、学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で行う個人情報等の取扱いについて、法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めるものとする。

2 本学における学術研究目的の個人情報等の取扱いについては、別に定める。

#### 第5章 個人情報ファイル

##### (個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第29条 本学は、本学が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表するものとする。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 本学の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法

- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を本学以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止に係る請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 保有個人情報の訂正又は利用停止に係る請求について高崎市の条例等の規定により特別の手續が定められているときは、その旨
- (10) 施行令第20条第6項に定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 本学の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）
- (2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- (3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- (4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- (5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- (6) 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- (7) 施行令第19条第3項及び同令第20条第7項に定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第6号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

## 第6章 開示、訂正及び利用停止

(開示、訂正及び利用停止)

第30条 本学は、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求があった場合には、法並びに市条例及び関係諸規程の定めるところにより、適正に処理するものとする。

## 第7章 雑則

(苦情処理)

第31条 本学は、本学における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 本学は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めるものとする。  
(補則)

第32条 この規程に定めるもののほか、本学における個人情報の保護について必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第33条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

## 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。